

大月都留ごみ処理場長期包括運營業務委託

要 求 水 準 書

令和元年5月7日

大月都留広域事務組合

目 次

第1章 総 則	1
1 業務の目的	1
2 基本方針	1
3 業務委託の概要	2
第2章 一般事項	6
1 要求水準書の遵守	6
2 関係法令の遵守	6
3 環境保全目標の達成	6
4 関係官公庁の指導等	6
5 組合及び所轄官庁への報告	6
6 組合への報告・協力	6
7 モニタリング	8
8 労働安全衛生・作業環境管理	10
9 緊急時の対応	11
10 災害発生時の協力	11
11 リスク管理	12
12 地元雇用・地元企業の活用	12
第3章 運転管理条件	13
1 業務委託に関する条件	13
2 施設稼働に関する条件	16
第4章 運転管理の体制	24
1 業務実施体制	24
2 有資格者の配置	24
3 連絡体制	24
第5章 事前準備業務	26
1 業務実施計画書	26
2 運營業務マニュアル	27
3 教育訓練等	27
4 事前準備	27
第6章 受付管理業務	28
1 受付管理業務	28

2	受付管理	28
3	案内・指示	28
4	受付時間	28
5	ごみ手数料集計管理	28
第7章 運転管理業務		30
1	運転管理業務	30
2	運転計画	30
3	運転管理マニュアル	30
4	搬入管理	30
5	適正処理	31
6	適正運転の確認	31
7	搬出物の保管及び積込	33
8	有価物の売却	33
9	日常点検作業	34
10	簡易修繕	34
11	運転管理記録	34
第8章 維持管理業務		35
1	維持管理業務	35
2	調達・管理計画	35
3	備品・什器・物品・用役の調達・管理	35
4	施設の機能維持	35
5	点検・検査計画	35
6	点検・検査の実施	36
7	補修・更新計画	37
8	補修・更新の実施	38
9	びん類処理ライン改良工事の実施	38
10	補修・更新計画と実績の検証	38
11	精密機能検査	38
12	長寿命化総合計画の運用	39
13	施設の保全	39
14	改良保全	39
第9章 環境管理業務		40
1	環境管理業務	40
2	環境保全基準	40
3	環境保全計画	40

4	作業環境保全基準	40
5	作業環境保全計画	40
第10章 情報管理業務		41
1	情報管理業務	41
2	運転管理報告	41
3	調達・管理報告	41
4	点検・検査報告	41
5	補修・更新報告	42
6	環境保全報告	42
7	作業環境保全報告	42
8	施設情報管理	42
9	本施設の維持管理記録に関する報告	43
10	その他管理記録報告	43
第11章 関連業務		44
1	関連業務	44
2	清掃	44
3	植栽管理	44
4	防火管理	44
5	警備・防犯	45
6	見学者対応	45
7	住民対応	45
8	関係官公庁等申請	45
9	ドクターヘリの着陸対応	45

《添付資料》

資料1 施設の運転管理実績

第1章 総 則

本要求水準書は、大月都留広域事務組合（以下「組合」という。）が公募する「大月都留ごみ処理場長期包括運營業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

本要求水準書は、本業務について、組合が受託事業者に対して要求する最低限の水準及び内容を示すものである。

なお、本要求水準書で使用する同一名称の用語の定義は、募集要項及び業務委託契約書（案）において使用される用語の定義と同じものとする。

1 業務の目的

本業務は、組合等によって搬入されるごみ・再資源化物について、組合が選定した受託事業者が有するノウハウや創意工夫等を有効に活用し、より適正に本施設の運営管理業務を長期にわたって実施することを目的とする。

また、組合が恒久的に安定したごみ処理行政を推進していくために、受託事業者は周辺地域との調和・共生を重視し、周辺住民が安心できる施設運営を目指すこととする。

2 基本方針

本業務の実施に当たっては、以下の基本方針を遵守すること。

- (1) 関係法令等を遵守し、本業務を実施すること。
- (2) 適切な維持管理により本施設の基本性能を発揮させ、圏域内から発生するごみ・再資源化物を適正に処理すること。
- (3) 環境への負荷軽減を考慮すること。
- (4) 本施設の安全性を確保すること。
- (5) 本施設を安定的に稼働させること。
- (6) 経済性を考慮し、効率的な運営管理業務を行うこと。
- (7) 周辺地域に対して十分な配慮を行うこと。

3 業務委託の概要

(1) 委託業務の概要

ア 業務名称

大月都留ごみ処理場長期包括運營業務委託

イ 業務場所

山梨県大月市初狩町中初狩 3274 番地

ウ 業務期間

業務期間：業務委託契約締結日～令和 11 年 11 月 30 日

業務期間の内訳は、以下のとおりである。

運營業務準備期間：業務委託契約締結日～令和元年 11 月 30 日

長期包括運營業務期間：令和元年 12 月 1 日～令和 11 年 11 月 30 日（10 年間）

(2) 委託施設の概要

ア 施設名称

大月都留ごみ処理場

イ 敷地面積

60,224m²

ウ 建築面積

工場棟 5,246.90m²

管理棟 771.64m²

その他 2,293.75m²

エ 竣工年月

平成 15 年 3 月

オ 施設の構成

(ア) 工場棟（焼却炉室、リサイクルプラザ、灰溶融炉室、プラットホーム、ごみピット）

(イ) 計量棟

(ウ) 管理棟

(エ) 関連施設（搬入ごみストックヤード、回収品ストックヤード、カレットバンカ、工業用水ポンプ施設（敷地外 3 箇所。ただし、施設敷地外埋設送水管を除く。）、洗車場、車庫、煙突、駐車場、門扉、雨水管等、施設内植栽など関連する施設等）

カ 処理方式及び処理能力

(ア) ごみ処理施設

処理方式：全連続燃焼式焼却炉（ストーカ式焼却炉）

処理能力：104t/日（52t/24 時間×2 炉）

(イ) リサイクルプラザ

処理方式：破碎・選別・圧縮・貯留等

処理能力：粗大・不燃ごみ設備 粗大ごみ 7t/5 時間

不燃ごみ 8t/5 時間

資源化設備 びん類 7t/5 時間

缶類 7t/5 時間

(スチール缶:4.5t/5 時間、アルミ缶:2.5t/5 時間)

ペットボトル 2t/5 時間

キ 設備概要

(ア) ごみ処理施設

受入供給設備：ピットアンドクレーン方式

燃焼設備：ストーカ方式

燃焼ガス冷却設備：水噴射式

排ガス処理設備：有害ガス除去設備（消石灰＋活性炭吹込）
＋ろ過式集じん機（触媒付ろ布）

給水設備：自然流化方式及び加圧方式

排水処理設備：無放流再使用

余熱利用設備：温水発生器（場内冷暖房・給湯）、白煙防止等

通風設備：平衡通風方式

灰出し設備：ピットアンドクレーン方式

灰溶融設備：13t/24 時間（廃止）

(イ) リサイクルプラザ

a 粗大・不燃ごみ設備

受入供給設備：粗大・不燃ごみ ストックヤード＋受入ホッパ投入

破碎設備：粗大ごみ 粗破碎機

不燃ごみ 回転式破碎機

選別設備：磁選機、アルミ選別機、可燃不燃選別機、風力選別機

給水設備：ごみ処理施設に付属

排水処理設備：ごみ処理施設に付属

圧縮設備：金属プレス機（粗大・不燃ごみ用）

貯留設備：ホッパ貯留式

b 資源化設備

受入供給設備	ストックヤード+受入ホッパ投入	
破砕設備	びん類	粗砕機（無色、茶色、その他色）
選別設備	びん類	自動選別機 （令和元年度廃止後手選別予定）
	缶類	磁選機、アルミ選別機
	ペットボトル	手選別
給水設備	ごみ処理施設に付属	
排水処理設備	ごみ処理施設に付属	
圧縮設備	缶類	金属プレス機（缶類用）
	ペットボトル	圧縮梱包機
貯留設備	ホッパ貯留式	

(3) 業務委託の内容

業務委託の内容は、事前準備業務、受付管理業務、運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務、情報管理業務、関連業務等の本施設の運営管理に係わる包括的な業務である。

業務委託の内容及び分担は、表 1-1 に示すとおりである。

組合と受託事業者が分担する主な業務は、以下に示すとおりである。

- ア ごみ・再資源化物の搬入は、組合等の業務とする。
- イ 受付管理は、受託事業者の業務とする。
- ウ ごみ処理施設、リサイクルプラザ及びその他施設の運転管理は、すべて受託事業者の業務とする。ただし、ごみ処理施設からの焼却灰の資源化及び飛灰処理物の処分と、リサイクルプラザからの不燃残渣の処分及び乾電池・カレット・ペットボトル・白色トレイの資源化に関する契約は、組合が行う。
- エ ごみ処理施設、リサイクルプラザ及びその他施設の維持管理業務は、すべて受託事業者の業務とする。ただし、工業用水ポンプ施設の施設敷地外埋設送水管、管理棟の玄関自動ドア、トイレ、身障者用トイレ自動ドア、エレベーターは除く。
- オ その他の業務については、基本的に見学者及び住民対応等は組合の業務とし、それ以外は受託事業者の業務とする。

表 1-1 業務委託の内容及び分担

区 分	業 務 内 容	業 務 分 担		
		組 合	事 業 者	
従 事 者 管 理	1 総括責任者の確保	—	○	
	2 法的資格者の確保	—	○	
	3 ごみ処理施設運転操作等職員の確保	—	○	
	4 リサイクルプラザ運転操作等職員の確保	—	○	
モ ニ タ リ ン グ	1 全体管理、監視	○	—	
	2 セルフモニタリング	—	○	
事 前 準 備 業 務	1 業務実施計画書等の作成	—	○	
	2 職員研修、業務の引継ぎ等の実施	△	○	
受 付 管 理 業 務	1 ごみ・再資源化物の搬入	○	—	
	2 受付管理(計量、性状確認、手数料集計管理)の実施	—	○	
運 転 管 理 業 務	ごみ処理施設 運転管理業務	1 運転計画、マニュアルの作成	—	○
		2 搬入管理(誘導、性状確認)の実施	△	○
		3 運転操作、燃焼管理	—	○
		4 焼却残渣の積込	—	○
		5 焼却残渣の運搬・資源化及び運搬・処分	○	—
		6 日常点検作業、簡易修繕の実施	—	○
	リサイクルプラザ 運転管理業務	1 運転計画、マニュアルの作成	—	○
		2 搬入管理(誘導、性状確認)の実施	△	○
		3 運転操作	—	○
		4 不燃物残渣の積込	—	○
		5 不燃物残渣の運搬・処分	○	—
		6 乾電池・カセット・ペットボトル・白色トレイの積込	—	○
		7 乾電池・カセット・ペットボトル・白色トレイの運搬・資源化	○	—
		8 有価物(上記7以外)の売却	—	○
		9 日常点検作業、簡易修繕の実施	—	○
		10 施設全体の清掃	—	○
維 持 管 理 業 務	1 調達・管理計画の作成	—	○	
	2 調達・管理の実施	—	○	
	3 備品・什器・物品・用役の費用負担	—	○	
	4 点検・検査計画の作成、実施	—	○	
	5 補修・更新計画の作成、実施	—	○	
	6 精密機能検査の実施	—	○	
	7 長寿命化総合計画の運用	—	○	
	8 施設の保全の実施	△	○	
環 境 管 理 業 務	1 環境保全基準・環境保全計画の作成、遵守	—	○	
	2 作業環境保全基準・作業環境保全計画の作成、遵守	—	○	
情 報 管 理 業 務	1 報告書の作成、管理	—	○	
	2 運転データ等の管理	—	○	
	3 施設情報(取説、竣工図書等の図書類)の管理	—	○	
関 連 業 務	1 清掃、植栽管理計画の作成、実施	—	○	
	2 防火管理、警備・防犯の計画、実施	△	○	
	3 見学者対応、住民対応	○	△	
	4 関係官公庁等申請	○	△	
	5 ドクターヘリの着陸対応	△	○	

凡例) ○：主担当、△：主担当補助・支援・協力、—：業務範囲外

第2章 一般事項

1 要求水準書の遵守

受託事業者は、本要求水準書に記載されている要件を遵守すること。

2 関係法令の遵守

受託事業者は、業務期間中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「労働安全衛生法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」をはじめ、関係法令等を遵守すること。関係法令には、関連する通達、通知等を含むものとする。

表2-1に関係法令等の例を示す。

3 環境保全目標の達成

受託事業者は、本業務の実施期間中、生活環境影響調査書に掲げられている環境保全目標を達成するために必要な措置を講じること。

また、組合が実施する調査又は受託事業者が自ら行う調査により、環境に影響が見られた場合は、速やかに組合と協議の上、対策を講じること。

4 関係官公庁の指導等

受託事業者は、本業務の実施期間中、関係官公庁の指導等に従うこと。

なお、法改正等に伴い施設の改造等が必要な場合、その費用の負担は業務委託契約書に定める。

5 組合及び所轄官庁への報告

本業務に関して、組合及び所轄官庁が報告、記録、資料提供等を要求した場合は、速やかに対応すること。

なお、所轄官庁からの報告、記録、資料提供等の要求については、組合の指示に基づき対応すること。

6 組合への報告・協力

本業務に関して、組合が指示する報告、記録、資料等を速やかに提出すること。

表 2-1 関係法令等（例示）

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	31. 電気設備に関する技術基準
2. ダイオキシン類対策特別措置法	32. 電気工作物の溶接に関する技術基準
3. 労働安全衛生法	33. クレーン等安全規則
4. 事務所衛生基準規則	34. クレーン構造規格
5. 大気汚染防止法	35. クレーン過負荷防止装置構造規格
6. 水質汚濁防止法	36. 電気機械器具防爆構造規格
7. 騒音規制法	37. 圧力容器構造規格
8. 振動規制法	38. 日本工業規格 (JIS)
9. 悪臭防止法	39. 電気規格調査会標準規格 (JEC)
10. 建設業法	40. 日本電機工業会標準規格 (JEM)
11. 電気事業法	41. 日本電線工業会標準規格 (JCS)
12. 電気工事士法	42. 日本油圧工業会規格 (JOHS)
13. 電気用品安全法	43. 日本フルードパワー工業会規格
14. 消防法	44. 内線規程
15. 下水道法	45. ISO国際規格
16. 水道法	46. ごみ処理施設性能指針
17. 地球温暖化対策の推進に関する法律	47. ごみ焼却施設におけるダイオキシン類の対策について (労働省、労働基準局長)
18. 労働基準法	48. その他関係諸法令、規格、規程及び技術指針
19. 電波法	
20. 有線電気通信法	
21. 計量法	
22. 高圧ガス保安法	
23. 毒物及び劇物取締法	
24. 公共工事の品質確保の促進に関する法律	
25. 公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について	
26. 国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン	
27. 危険物の規制に関する規則・政令	
28. 一般高圧ガス保安規則	
29. 特定化学物質等障害予防規則	
30. 発電用火力設備に関する技術基準	

7 モニタリング

組合は、受託事業者が技術提案内容に基づいた業務を確実に実施し、募集要項、要求水準書、業務委託契約書及び技術提案書に規定する内容を達成していることを確認するためのモニタリングを行う。

本内容は、モニタリングに関する基本的事項を示しており、受託事業者は、本内容の具体化及び明瞭化を目的として、モニタリング実施計画書を作成すること。

なお、組合が実施するモニタリングについて、受託事業者は全面的に協力するものとする。

(1) モニタリング体制

モニタリングは、組合及び受託事業者にて実施する。

組合が実施するモニタリングは、基本的に受託事業者が実施するセルフモニタリング^(※)の結果を受けて実施する。

(※)：セルフモニタリングは、本業務の実施状況が募集要項、要求水準書、業務委託契約書及び技術提案書に規定する内容を達成していることを、受託事業者自らが確認・監視することをいう。

(2) モニタリング対象業務

本業務のモニタリング対象業務は、以下に示すとおりとする。

- ① 運転管理業務
- ② 維持管理業務
- ③ 環境管理業務
- ④ 情報管理業務
- ⑤ 関連業務

(3) モニタリング方法・手順

募集要項、要求水準書、業務委託契約書及び技術提案書に定める業務の実施状況の確認は、以下の手順で行う。

ア 受託事業者によるセルフモニタリング

受託事業者は、本業務の実施状況を確認・監視するためのセルフモニタリングを行うこと。

(ア) セルフモニタリング実施計画書の作成

受託事業者は、セルフモニタリングの実施体制、実施内容及び確認様式等を記載したセルフモニタリング実施計画書を作成し、組合の承諾を得ること。

なお、作成したセルフモニタリング実施計画書を変更する場合、組合と協議の上、セルフモニタリング実施計画書を変更し、組合の承諾を得ること。

(イ) 日常的な確認、日報の作成

受託事業者は、各業務の実施状況、不具合の発生状況、対応状況等を確認し、確認結果及びモニタリング項目が判断基準を満足しているかどうかの判断結果も含めて日報として記録する。

(ウ) 業務報告書の作成及び提出

受託事業者は、日報等を取りまとめた月間報業務報告書を作成し、組合に提出する。

また、月間報業務報告書等を取りまとめた年間報業務報告書を作成し、組合に提出する。

イ 組合による定期モニタリング

組合は、定期モニタリングを月1回行う。

定期モニタリングは、受託事業者が作成、提出した報告書の内容及び必要に応じて現場を確認し、受託事業者によるセルフモニタリングが機能していることを確認する。

組合は、受託事業者によるセルフモニタリングが十分に機能していないと判断した場合は、必要に応じて施設巡回、業務監視、受託事業者に対する説明要求及び立会い等を行い、受託事業者の業務実施状況を確認する。

ウ 組合による随時モニタリング

組合は、必要と認めるときは、随時モニタリングを実施する。

随時モニタリングにおいては、受託事業者に事前に通知した上で、本業務について受託事業者の説明を求める。

また、本業務の実施状況を受託事業者の立会いの上、確認することができる。受託事業者は、当該説明及び確認の実施に際して、組合に対して最大限の協力を行うこと。

エ 組合による財務モニタリング

組合は、財務モニタリングを半期1回（中間決算時及び年度決算時）行う。

受託事業者は、財務諸表等を半期毎に組合に提出すること。

また、年度決算時には、包括的運営管理受託事業費のコスト分析を併せて組合に提出すること。

財務モニタリングは、受託事業者から提出される財務諸表等を分析し、受託事業者の財務状況を確認・評価する。

オ 報告会

受託事業者は、組合から地元協議会等への出席要請があった場合には、地元協議会等に出席し、本業務の実施状況を報告すること。

協議会等への報告資料等については、事前に組合と協議の上、受託事業者にて作成すること。

8 労働安全衛生・作業環境管理

- (1) 受託事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従事職員の安全と健康を確保するために、本業務に必要な管理者、組織等の安全衛生管理体制を整備すること。なお、安全衛生管理体制には、ダイオキシン類へのばく露防止上、必要な管理者、組織等の体制を含めること。
- (2) 受託事業者は、整備した安全衛生管理体制表を組合に提出し、組合の承諾を得ること。なお、体制を変更した場合は、速やかに変更後の体制表を組合に提出し、組合の承諾を得ること。
- (3) 受託事業者は、安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。
- (4) 受託事業者は、作業に必要な保護具及び測定器等を整備し、従事職員に使用させること。また、保護具及び測定器等は、定期的に点検し、使用に際して支障がないように適切に管理すること。
- (5) 受託事業者は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発 0110 第 2 号、平成 26 年 1 月 10 日）に基づき、組合及び受託事業者が協議の上選任する委員により構成される「ダイオキシン類対策委員会」にて策定される「ダイオキシン類へのばく露防止推進計画」を遵守すること。
- (6) 受託事業者は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発 0110 第 2 号、平成 26 年 1 月 10 日）に基づき、従事職員のダイオキシン類ばく露防止対策措置を行うこと。
- (7) 受託事業者は、本施設における標準的な安全作業の手順を定めた労働安全対策マニュアルを作成し、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。
- (8) 労働安全対策マニュアルは、作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。
- (9) 受託事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、労働安全・衛生上、問題がある場合は、組合と協議の上、施設の改善を行うこと。
- (10) 受託事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従事職員に対して健康診断を実施し、その結果及び結果に対する対策について、組合に報告すること。
- (11) 受託事業者は、従事職員に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。
- (12) 受託事業者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。訓練の開催については、事前に組合に連絡すること。
- (13) 受託事業者は、場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、作業環境を常に良好に保つこと。
- (14) 受託事業者は、作業環境に関する調査・計測を行い、作業環境保全報告書を組合に提出すること。

9 緊急時の対応

- (1) 受託事業者は、地震、台風・大雨等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我等が発生した場合に備えて、自主防災組織を整備するとともに、警察、消防、組合等への連絡体制を整備すること。また、緊急事態の発生に備え、従事職員を非常招集できる体制を確立しておくこと。
- (2) 受託事業者は、整備した自主防災組織表及び連絡体制表を組合に提出し、組合の承諾を得ること。なお、組織及び体制を変更した場合は、速やかに変更後の組織表及び体制表を組合に提出し、組合の承諾を得ること。
- (3) 受託事業者は、緊急事態が発生した場合には、直ちに従事職員を所定の場所に配置して、適切な措置を講ずるとともに、組合に報告すること。
- (4) 受託事業者は、緊急事態発生時の対応措置について、組合に速やかに報告するとともに、後日、報告書を提出すること。
- (5) 受託事業者は、災害、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように、施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。
- (6) 受託事業者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧、組合への報告等の手順等を定めた緊急対応マニュアルを作成し、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行うこと。なお、受託事業者は、作成した緊急対応マニュアルについて、必要に応じて随時改善していかなければならない。
- (7) 受託事業者は、緊急対応マニュアルの作成に当たり、構成市が定める地域防災計画等との整合を図ること。なお、地域防災計画等が改訂された場合には、緊急対応マニュアルを見直し、地域防災計画等との整合を図ること。
- (8) 緊急時に自主防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行うこと。なお、訓練の開催については、事前に組合に連絡すること。
- (9) 受託事業者は、事故等が発生した場合、直ちに事故の発生状況、事故時の運転記録等を、組合及び関係所轄官庁に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、組合に提出すること。

10 災害発生時の協力

震災、風水害その他不測の事態により、本要求水準書に示す計画処理量を超える多量のごみが発生する等の状況に対して、その処理を組合が実施しようとする場合、受託事業者は、その処理・処分に協力しなければならない。

なお、その処理・処分において、受託事業者に追加費用が発生した場合は、受託事業者は組合と協議を行うものとする。

11 リスク管理

(1) 基本的考え方

本業務における責任は、原則として受託事業者が負う。

ただし、組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途受託事業者と協議の上、決定する。

(2) 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスクに対する双方の責任分担は、原則として募集要項に定めるとおりとし、責任分担の程度及び具体的な内容については、募集要項、要求水準書、業務委託契約書及び技術提案書に基づき定める。

12 地元雇用・地元企業の活用

受託事業者は、本業務の実施に当たり、地元雇用及び地元企業の活用に努め、工事や材料の調達、納品等に配慮すること。

なお、受託事業者は、契約日より1年経過以降、構成市内在住従事者（構成市内に住民票をおいている従事者）の割合を3分の2以上の確保を維持するよう努力すること。

第3章 運転管理条件

1 業務委託に関する条件

(1) 業務委託に関する図書

本業務は、以下の図書類に基づいて行うこと。

- ① 業務委託契約書
- ② 募集要項
- ③ 要求水準書
- ④ 技術提案書（受託事業者提出）
- ⑤ その他、組合と受託事業者が合意したもの

(2) 技術提案書の変更

受託事業者は、提出された技術提案書の内容を原則変更できない。

ただし、組合の指示により変更する場合は、この限りではない。

また、業務期間中に本要求水準書に適合しない箇所が発見された場合には、受託事業者の責任において本要求水準書を満足させるように変更を行うこと。

(3) 疑義に対する協議等

本要求水準書に定める事項について、疑義が生じた場合の解釈及び業務の遂行に当たり不明な事項については、組合と受託事業者で協議の上、定めるとともに、必ず記録を提出すること。

(4) 要求水準書の記載事項

ア 記載事項の補足等

本要求水準書で記載された事項は、基本的内容について定めるものであり、施設の信頼及びサービスの向上につながる提案又は業務の実施を妨げるものではない。

よって、受託事業者は、本要求水準書に明記されていない事項であっても、業務遂行のため必要なもの、業務の性格上当然必要と思われるものについては、受託事業者の責任において対応すること。

イ 参考図等の取扱い

本要求水準書の図・表等で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。

受託事業者は「(参考)」と記載されたものについて、受託事業者の責任において補足・完備させなければならない。

ウ 契約金額の変更

上記ア、イの場合、契約金額の増額等の手続きは行わない。

(5) 業務終了時の取扱い

ア 業務終了後の運営方法の検討

組合は、本業務期間終了の 24 ヶ月前から業務終了後の本施設の運営方法について検討する。受託事業者は、組合の検討に協力すること。

組合が業務期間を延長すると判断した場合、受託事業者は、業務の継続に関して組合と以下のとおり協議に応じること。

- ① 組合と受託事業者は、本業務の延長について協議を行い、本業務期間終了の 12 ヶ月前までに組合と受託事業者が合意した場合は、合意された内容に基づき本業務は延長される。
- ② 本業務の延長に係る協議において、組合と受託事業者の合意が本業務期間終了の 12 ヶ月前までに成立しない場合は、業務期間終了日をもって本業務は終了する。

イ 補修・更新計画と実績の検証

受託事業者は、本要求水準書に従い業務期間中の補修・更新計画を策定する。

受託事業者は、策定した補修・更新計画と本業務期間終了の 24 ヶ月前までの補修・更新実績を比較し、かい離がある場合には検証及び計画の再策定を行い、その結果を速やかに組合に提出し、組合の承諾を得ること。

ウ 業務期間を延長する場合の協議

組合が受託事業者と本業務期間終了後の業務継続について協議する場合、本業務期間終了後の業務に関する委託料は、本業務期間中の委託料に基づいて決定する。

延長期間における以下の事項に関する費用明細及び組合との協議により定められた延長期間の業務実施計画等を本業務期間終了の 12 ヶ月前までに組合に提出すること。

- ① 人件費
- ② 運転経費
- ③ 維持補修費
- ④ 用役費
- ⑤ その他必要な経費

エ 業務終了時の施設引渡し条件

受託事業者は、本業務期間終了時において、以下の条件を満たすことを確認し、組合の承諾を得た上で、本施設を組合に引き渡すこと。

(ア) 本施設の性能に関する条件

- a 組合が、本要求水準書に記載されている業務を実施するために、継続して本施設を使用することに支障のない状態であること。
- b 建物の主要構造部は、大きな損傷がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽微な汚損、劣化（経年変化によるものを含む）は除くものとする。
- c 内外の仕上げや設備機器等は、大きな汚損や破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽微な汚損、劣化（経年変化によるものを含む）は除くものとする。
- d 主要な設備機器等は、当初の設計図書に規定されている性能（容量、風量、強度等の計測が可能なもの）を満足していること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽微な性能劣化（経年変化によるものを含む）は除くものとする。
- e 受託事業者は、引渡し時に以下の確認を行うこと。
 - ① 受託事業者は、事前に業務完了時性能検査要領を作成し、組合の承諾を得ること。
 - ② 受託事業者は、業務期間終了時に本施設の機能及び性能が所定（業務開始時と同程度）の能力を有していることを業務完了時性能検査要領に従い証明し、組合の承諾を得るものとする。
 - ③ 業務期間終了時性能検査の実施に必要な経費は、受託事業者の負担とする。

(イ) 業務の引継ぎに関する条件

- a 組合及び組合が指定する者が、本要求水準書に記載されている業務の実施に支障のないように、当該業務の引継ぎを行うこと。
- b 引継ぎ項目には、本施設の取扱説明書（本業務期間中の修正・更新内容を含む）及び本業務の実施に当たり受託事業者が整備作成した図書を含むものとする。
- c 受託事業者は、業務の引継ぎに際して、事前に業務の引継ぎに必要な要領書等を作成し、組合の承諾を得ること。
- d 受託事業者は、組合及び組合が指定する者に対して、本業務期間中の組合が指定する期間において、必要な人員を配置し、業務の移行が円滑に行えるように必要にして十分な教育と指導を行うこと。
- e 業務の引継ぎに関する詳細については、組合及び組合が指定する者と受託事業者との協議により決定する。

2 施設稼働に関する条件

(1) 計画処理量

各年度の計画処理量は、表 3-1 に示すとおりである。

表 3-1 年度別計画処理量

単位：t/年

項 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ごみ処理施設処理量	16,664	16,467	16,252	16,040	15,815
可燃ごみ	16,310	16,115	15,900	15,689	15,460
可燃残渣	354	352	352	351	355
リサイクルプラザ処理量	2,107	2,092	2,068	2,045	2,030
粗大・不燃ごみ設備	1,771	1,753	1,720	1,693	1,663
資源化設備	336	339	348	352	367
項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ごみ処理施設処理量	15,596	15,383	15,166	14,958	14,751
可燃ごみ	15,243	15,031	14,815	14,608	14,402
可燃残渣	353	352	351	350	349
リサイクルプラザ処理量	2,007	1,984	1,961	1,940	1,917
粗大・不燃ごみ設備	1,635	1,605	1,577	1,552	1,521
資源化設備	372	379	384	388	396

(2) 計画ごみ質

本施設建設時の計画ごみ質（設計条件）は、以下に示すとおりである。

ア ごみ処理施設の計画ごみ質（建設時）

(ア) ごみの種類

- ① 一般可燃ごみ（家庭系及び事業系可燃ごみ）
- ② リサイクルプラザ選別可燃物
- ③ リサイクルプラザ選別可燃ごみ「プラスチック混入率 20%～25%」

(イ) 組成

表 3-2 ごみ処理施設の計画ごみ質

項 目			低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
三 成 分	水 分	(%)	56	51	46
	可 燃 分	(%)	36	42	47
	灰 分	(%)	8	7	7
低 位 発 熱 量	(kJ/kg)	4,807	8,151	11,495	
単 位 容 積 重 量	(t/m ³)	0.33	0.19	0.14	
元 素 組 成 (乾物基準)	炭 素	(%)	—	22.3	—
	水 素	(%)	—	3.3	—
	酸 素	(%)	—	15.5	—
	窒 素	(%)	—	0.4	—
	硫 黄	(%)	—	0.03	—
	塩 素	(%)	—	0.5	—

イ リサイクルプラザの計画ごみ質（建設時）

(ア) ごみの種類

表 3-3 リサイクルプラザのごみの種類

項 目		主 な 対 象 物	含有率 (重量%)
粗 大 ご み	金 属 類	家電器具類、スチール家具、自転車、ブリキ、トタンなど	40
	不 燃 物	鉄筋コンクリート片、陶磁器など	25
	プラスチック類	プラスチック類、合成樹脂、ビニール類、ゴムなど	20
	可 燃 物	木片、紙類など	15
不 燃 ご み		金属類（小型家電品、菓子箱類など）、ガラス片、陶磁器類など	
び ん 類		主に飲料びん	
缶 類		主に飲料缶、缶詰類など	

(イ) ごみの最大長さ

粗大ごみの最大長さは 2.0m とする。

(ウ) ごみの単位容積重量

表 3-4 リサイクルプラザのごみの単位容積重量

項 目	単位容積重量 (t/m ³)
粗大・不燃ごみ	0.15
び ん 類	0.30
缶 類	0.08
ペ ッ ト ボ ト ル	0.025

(3) 施設稼働条件

本施設の稼働時の諸条件は、以下に示すとおりである。

ア ごみ処理施設の燃焼条件

(ア) 燃焼温度

850℃以上（原則として 900℃以上を維持すること）

(イ) 上記燃焼温度でのガス滞留時間

2 秒以上

(ウ) 煙突出口排ガス中の一酸化炭素濃度

30ppm 以下（酸素濃度 12%換算値の 4 時間平均値）

(エ) 安定燃焼

100ppm を超える一酸化炭素濃度瞬時値のピークを極力発生させないこと。

(オ) 焼却残渣の熱灼減量

3%以下（環整第 95 号厚生省環境整備課長通知による、不燃物を含む。）

イ リサイクルプラザの処理条件

(ア) 破碎基準

粗碎機の破碎寸法は、400mm 以下（重量割合で 85%以上）とする。

回転式破碎機の破碎寸法は、150mm 以下（重量割合で 85%以上）とする。

(イ) 選別基準

リサイクルプラザにおいて、粗大・不燃ごみ、びん類及び缶類処理時の選別物の純度及び回収率（重量割合）は、表 3-5～表 3-7 に示すとおりである。

表 3-5 粗大・不燃ごみ選別物の純度及び回収率

選 別 物	純 度	回 収 率
鉄 類	98%以上	90%以上
ア ル ミ 類	96%以上	70%以上
可 燃 物	80%以上	70%以上
不 燃 物	85%以上	85%以上

表 3-6 びん類選別物の純度及び回収率

選 別 物	純 度	回 収 率
び ん 類	96%以上	85%以上

表 3-7 缶類選別物の純度及び回収率

選 別 物	純 度	回 収 率
鉄 類	97%以上	95%以上
ア ル ミ 類	96%以上	90%以上

ウ 公害防止基準

(ア) ごみ処理施設の排ガス基準値

表 3-8 ごみ処理施設の排ガス基準値

項 目	基 準 値
ば い じ ん 濃 度	0.02 g/m ³ N以下
硫 黄 酸 化 物 濃 度	20 ppm以下
塩 化 水 素 濃 度	50 ppm以下
窒 素 酸 化 物 濃 度	100 ppm以下
水 銀 濃 度	50 μg/m ³ N以下
ダ イ オ キ シ ン 類 濃 度	0.05 ng-TEQ/m ³ N以下
一 酸 化 炭 素 濃 度	30 ppm (4時間平均)

注) 濃度は、酸素濃度12%換算値とする。

(イ) リサイクルプラザの粉じん基準値

表 3-9 リサイクルプラザの粉じん基準値

項 目	基 準 値
排 出 口	0.02 g/m ³ 以下

(ウ) 騒音基準値

全施設定格負荷運転時に、敷地境界線において、表 3-10 に示す規制基準値以下とする。

表 3-10 騒音基準値

区 分	基 準 値
朝 6時～8時	60 dB(A)以下
昼 間 8時～19時	65 dB(A)以下
夕 19時～21時	60 dB(A)以下
夜 間 21時～6時	50 dB(A)以下

(エ) 振動基準値

全施設定格負荷運転時に、敷地境界線において、表 3-11 に示す規制基準値以下とする。

表 3-11 振動基準値

区 分	基 準 値
昼 間 8時～19時	65 dB以下
夜 間 19時～8時	60 dB以下

(オ) 悪臭基準値

全施設定格負荷運転時に、敷地境界線における悪臭基準値は、以下のとおりとする。

a 物質濃度基準

表 3-12 風下側の物質濃度基準

項 目	基 準 値
ア ン モ ニ ア	1 ppm以下
メ チ ル メ ル カ プ タ ン	0.002 ppm以下
硫 化 水 素	0.02 ppm以下
硫 化 メ チ ル	0.01 ppm以下
二 硫 化 メ チ ル	0.009 ppm以下
ト リ メ チ ル ア ミ ン	0.005 ppm以下
ア セ ト アル デ ヒ ド	0.05 ppm以下
プ ロ ピ オン アル デ ヒ ド	0.05 ppm以下
ノ ル マ ル プ チ ル アル デ ヒ ド	0.009 ppm以下
イ ソ ブ チ ル アル デ ヒ ド	0.02 ppm以下
ノ ル マ ル バ レ ル アル デ ヒ ド	0.009 ppm以下
イ ソ バ レ ル アル デ ヒ ド	0.003 ppm以下
イ ソ ブ タ ノ ール	0.9 ppm以下
酢 酸 エ チ ル	3 ppm以下
メ チ ル イ ソ ブ チ ル ケ ト ン	1 ppm以下
ト ル エ ン	10 ppm以下
キ シ レ ン	1 ppm以下
ス チ レ ン	0.4 ppm以下
プ ロ ピ オン 酸	0.03 ppm以下
ノ ル マ ル 酪 酸	0.001 ppm以下
ノ ル マ ル 吉 草 酸	0.0009 ppm以下
イ ソ 吉 草 酸	0.001 ppm以下

b 臭気指数基準

臭気指数（風下側） 13 以下

(カ) その他ごみ処理施設の基準値

a 重金属類溶出及びダイオキシン類含有基準値

表 3-13 焼却灰・飛灰の重金属類溶出及びダイオキシン類含有基準値

項 目	基 準 値
アルキル水銀化合物	検出されないこと
水銀またはその化合物	0.005 mg/L以下
カドミウムまたはその化合物	0.09 mg/L以下
鉛またはその化合物	0.3mg/L以下 (主灰0.1mg/L以下)
砒素またはその化合物	0.3 mg/L以下
六価クロム化合物	1.5 mg/L以下
セレンまたはその化合物	0.3 mg/L以下
ダイオキシン類	3 ng-TEQ/g以下

注1) ダイオキシン類については、含有量の基準とする。

b 白煙防止基準値

外気温度 5℃、湿度 50%において煙突からの白煙が発生しないこと。

(キ) 作業環境基準値

a 粉じん

作業環境として粉じんは法令に基づき、第1管理区分以下とする。

b 照度

照度は、原則として照度基準 JIS Z 9110 及び労働安全衛生規則第 604 条の規定する数値以上とする。

c ダイオキシン類

本施設の屋内、屋外を問わずダイオキシン類は、第1管理区域であること。

第4章 運転管理の体制

1 業務実施体制

- (1) 受託事業者は、本業務の実施に当たり、適切な業務実施体制を整備すること。
- (2) 受託事業者は、整備した業務実施体制について、以下の書類を提出し、組合の承諾を得ること。なお、体制を変更した場合は、速やかに変更後の体制表を組合に提出し、組合の承諾を得ること。

- ① 業務従事者名簿、業務従事者経歴書及び有資格者名簿
(免許等を証明する書類を添付)
- ② 就業規則
- ③ 労働安全衛生に係る組織表
- ④ 社会保険加入証明書
- ⑤ 総括責任者の選任届
- ⑥ 職務分担表及び勤務体制表

2 有資格者の配置

- (1) 受託事業者は、廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、一般廃棄物処理を対象とした焼却処理施設における長期包括運營業務又はPFI/PPP方式での運転管理業務の総括責任者として2年以上従事した経験を有する者、あるいは同等の能力を有する者を、本業務の総括責任者として業務開始後3年以上専任で配置すること。
- (2) 受託事業者は、本業務の実施に当たり、表4-1に示す必要な有資格者を配置すること。なお、有資格者は、原則として本施設の専従者とするが、関係法令、所轄官庁の指導等を遵守する範囲内において、有資格者の兼任は可能とする。

3 連絡体制

受託事業者は、平常時及び緊急時における組合等への連絡体制を整備すること。
なお、体制を変更した場合は、速やかに変更後の体制表を組合に提出し、組合の承諾を得ること。

表 4-1 必要な有資格者（参考）

資 格 の 種 類	主 な 業 務 内 容
廃棄物処理施設技術管理者	維持管理に関する技術上の業務及び維持管理の事務に従事する職員の監督
電気主任技術者	電気工作物の工事維持及び運用に関する保安の監督
クレーン運転士又はクレーン特別教育修了者	クレーンの運転
電気工事士	電気工事の作業に従事する者の電気工事の欠陥による災害の発生の防止に寄与する
危険物取扱者	危険物取扱作業に関する保安・監督
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	酸素欠乏・硫化水素中毒危険場所で作業する場合、作業員の酸素欠乏・硫化水素中毒を防止する
特定化学物質等作業主任者	特定化学物質等（安衛令別表3）を製造し、又は取り扱う業務
ダイオキシン類業務作業指揮者	ダイオキシン類に係わる業務を行う場合の指揮
ガス溶接、アーク溶接、玉掛け等技能講習者	溶接、玉掛け等の業務
安全衛生推進者	安全衛生に係る技術的事項の推進（常時10以上50人未満の労働者を使用する事業場）
防火管理者	施設の防火に関する管理者

第5章 事前準備業務

1 業務実施計画書

- (1) 受託事業者は、各業務の実施に必要な事項を記載した業務実施計画書を本業務開始の30日前までに組合に提出し、組合の承諾を得ること。
- (2) 受託事業者は、各年度の業務が開始する30日前までに、業務実施計画書に基づき、当該年度の業務実施計画書を組合に提出し、組合の承諾を得ること。
- (3) 受託事業者は、作成した業務実施計画書を変更する場合、組合と協議の上、業務実施計画書を変更し、組合の承諾を得ること。

表5-1 業務実施計画書の構成（参考）

項 目	細 目
1 業務実施体制表	① 業務実施体制表
2 運転管理業務実施計画書	① 運転運転計画（年間、月間） ② 運転管理記録 等を含む
3 維持管理業務実施計画書	① 調達・管理計画 ② 点検・検査計画 ③ 補修・更新計画 ④ 維持管理記録 等を含む
4 環境管理業務実施計画書	① 環境保全基準 ② 環境保全計画 ③ 作業環境保全基準 ④ 作業環境保全計画 ⑤ 環境管理記録 等を含む
5 情報管理業務実施計画書	① 各種報告書提出要領 ② 各種報告書様式 等を含む
6 関連業務実施計画書	① 清掃計画 ② 植栽管理計画 ③ 防火管理体制 ④ 警備・防犯体制 等を含む
7 モニタリング実施計画書	① モニタリング実施体制 ② モニタリング対象業務 ③ モニタリング方法・手順
8 そ の 他	① 組合との協議により必要な図書類

2 運營業務マニュアル

- (1) 受託事業者は、各業務の実施に必要な事項を記載した運營業務マニュアルを本業務開始の30日前までに組合に提出し、組合の承諾を得ること。
- (2) 受託事業者は、作成した運營業務マニュアルを変更する場合、組合と協議の上、運營業務マニュアルを変更し、組合の承諾を得ること。

表 5-2 運營業務マニュアルの構成（参考）

項	目
1	運転管理マニュアル
2	施設保全マニュアル
3	安全作業マニュアル（ダイオキシン類ばく露防止対策含む）
4	緊急対応マニュアル（災害、事故、故障、停電等）
5	その他必要なもの

3 教育訓練等

- (1) 受託事業者は、施設の適正な管理と安定した運転を維持するため、従事職員に必要な指導、教育訓練等を定期的に行うこと。特に、新規採用時の職員については、教育訓練を徹底すること。
- (2) 受託事業者は、労働災害を防止するために万全な体制を確立し、従事職員に適正な教育訓練を行わなければならない。

4 事前準備

受託事業者は、業務が円滑に行えるように、本業務開始前に組合（現運転管理受託者を含む）から教育と指導等を受ける必要がある場合は、組合の指示に従うこと。

第6章 受付管理業務

1 受付管理業務

受託事業者は、搬入基準、関係法令等を遵守し、適切な受付管理業務を行う。

2 受付管理

- (1) 受託事業者は、計量棟において収集、許可業者、直接搬入の各車両に対して計量手続きを行う。
- (2) 受託事業者は、ごみ・再資源化物及び搬出物等を搬入・搬出する車両について、計量棟において計量し、確認・記録する。
- (3) 受託事業者は、計量棟で受付けるごみ・再資源化物について、組合が定める搬入基準を満たしていることを適宜確認し、搬入基準を満たしていないことが明らか場合は、受け入れない。また、搬入基準を満たしていないごみ・再資源化物を持ち込んだ搬入者に対して、分別指導等を行う。
- (4) ごみ分別区分及び搬入基準は、組合が定めるものとする。なお、組合がごみ分別区分及び搬入基準を変更する場合は、事前に受託事業者へ通知する。受託事業者は、ごみ分別区分及び搬入基準が変更された場合には、業務内容の見直しを行うこと。

3 案内・指示

- (1) 受託事業者は、安全に搬入が行われるように、計量棟周辺において最適な案内・指示を行う。
- (2) 受託事業者は、必要に応じて誘導員を配置し、車両渋滞等が発生しないよう努める。

4 受付時間

原則として、受付時間は月曜日から土曜日の8時30分から17時15分までとし、年末年始の4日間（12月31日から1月3日）及び日曜日（第3日曜日を除く。）は休みとする。ただし、組合が必要と認めた場合は、受付時間の延長含め業務を行うこと。

5 ごみ手数料集計管理

ごみ処理手数料が発生する搬入ごみである「事業系ごみ」の処理について、重量・数量・手数料料金に誤りのないよう、下記の内容にて毎日組合に収納し、確認印を受けること。

なお、将来的には、ごみ処理手数料の徴収範囲が拡大する可能性があるため、徴収範囲が拡大された場合には、業務内容の見直しを行うこと。

(1) 事業系ごみの受入時間

- ① 9時00分～11時45分まで
- ② 13時00分～15時45分まで

(2) 手数料の収納方法

受託事業者は、毎日集計がまとまり次第（通常は16時30分～17時00分にて終了）、組合にて用意する手数料納付表に必要とされる項目を記入の上、当日のごみ搬入搬出集計日誌を添付し組合に収納し、担当職員より納入表に確認印を受けること。

ただし、ごみの搬入量が何らかの都合により遅れ、17時00分以降となる場合については、翌日の8時30分に組合担当職員まで届出し、納入表に確認印を受けること。

(3) つり銭

計量業務に必要とされるつり銭については、別途組合にて指示用意するものとし、受託事業者は、毎朝8時40分までに組合事務所まで取りに来ること。

第7章 運転管理業務

1 運転管理業務

受託事業者は、本要求水準書、関係法令及び技術提案書等を遵守し、本施設の性能を十分に発揮し、搬入されるごみ・再資源化物を安定的かつ適正に処理するように運転管理業務を実施すること。

なお、組合によりごみ分別区分及び搬入基準が変更された場合には、受託事業者は業務内容の見直しを行うこと。

また、業務時間については、第6章4受付時間を考慮するものとする。

2 運転計画

受託事業者は、以下のとおり運転計画及び運転管理マニュアルを作成すること。

- (1) 受託事業者は、本施設の安全と安定稼働の観点から運転計画を作成すること。
- (2) 受託事業者は、年度別の計画処理量に基づき、本施設の点検・検査、補修・更新等を考慮した年間運転計画を毎年度作成すること。
- (3) 受託事業者は、作成した年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成すること。
- (4) 受託事業者は、組合の承諾を得た上で、作成した年間運転計画及び月間運転計画を実施すること。
- (5) 受託事業者は、作成した年間運転計画及び月間運転計画の実施に変更が生じた場合、組合と協議の上、計画を変更し、組合の承諾を得ること。

3 運転管理マニュアル

受託事業者は、以下のとおり運転管理マニュアルを作成すること。

- (1) 受託事業者は、本施設の運転操作に関して、運転管理上の目安として管理値を設定するとともに、操作手順、方法等を記載した運転管理マニュアルを作成すること。
- (2) 受託事業者は、組合の承諾を得た上で、作成した運転管理マニュアルに基づき、運転を実施すること。
- (3) 受託事業者は、本施設の運転計画や運転状況等に応じて、作成した運転管理マニュアルを随時改善すること。なお、運転管理マニュアルを変更する場合は、組合の承諾を得ること。

4 搬入管理

受託事業者が実施する搬入管理の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 受託事業者は、安全に搬入が行われるように、プラットホーム内において搬入車両を誘導・指示すること。また、必要に応じて誘導員を配置する等、適切な誘導・指示を行うこと。
- (2) 受託事業者は、本施設に搬入されるごみ・再資源化物について、搬入基準を満

たしているかを確認し、搬入禁止物の混入防止に努めること。特に、段ボール箱等に入れられたものについては、その中身について確認すること。

- (3) 受託事業者は、組合が収集するごみ・再資源化物の中から搬入禁止物を発見した場合、組合に報告し、組合の指示に従うこと。
- (4) 受託事業者は、直接搬入者等のごみ・再資源化物の中から搬入禁止物を発見した場合、搬入者に搬入禁止物を返還するとともに、組合に報告すること。また、搬入禁止物ごとに組合が別途指示する場所への搬入を指示すること。搬入者が帰った後に搬入禁止物を発見した場合は、組合の指示に従うこと。
- (5) 受託事業者は、直接搬入者等のごみ・再資源化物の荷降ろし時に、適切な指示及び補助を行うこと。
- (6) 受託事業者は、組合がプラットホーム内で搬入検査を行う場合には協力すること。

5 適正処理

- (1) 受託事業者は、ごみ処理施設に搬入されたごみを関係法令及び第3章2(3)施設稼働条件を遵守し、適正に処理を行うこと。特に、ダイオキシン類の排出抑制に努めた処理を行うこと。
- (2) 受託事業者は、ごみ処理施設より排出される焼却残渣（焼却灰、飛灰）が関係法令及び第3章2(3)施設稼働条件を満たすように適正に処理すること。焼却残渣（焼却灰、飛灰）が関係法令及び施設稼働条件を満たさない場合、受託事業者は組合に報告を行い、関係法令及び施設稼働条件を満たすよう必要な措置を講じること。
- (3) 受託事業者は、リサイクルプラザに搬入されたごみ・再資源化物を関係法令及び第3章2(3)施設稼働条件を遵守し、適正に処理を行うこと。
- (4) 受託事業者は、リサイクルプラザにおいて、粗大・不燃ごみ、びん類及び缶類処理時の選別物が第3章2(3)イ(イ)選別基準に示す純度及び回収率を満たすように適正に処理すること。選別物が選別基準を満たさない場合、受託事業者は組合に報告を行い、選別基準を満たすよう必要な措置を講じること。なお、びん類については、令和元年度に自動選別機を廃止し、手選別に変更予定であるため、変更後の選別基準の取り扱いは組合と協議の上、決定すること。

6 適正運転の確認

- (1) 受託事業者は、本施設の運転が関係法令及び第3章2(3)施設稼働条件等を満たしていることを確認するために、表7-1に示す項目について測定を実施すること。
- (2) 受託事業者は、関係法令及び規格等に準拠し、各項目の測定を実施すること。なお、計測及び分析等の依頼先は、法的資格を有する者とする。

表 7-1 測定項目及び実施頻度（参考）

施設名	測 定 項 目	実 施 頻 度	
ごみ処理施設	1 ごみ質	① 種類組成 ② 三成分 ③ 低位発熱量 ④ 単位容積重量	4回/年
	2 焼却灰	① 熱灼減量 ② 水分	1回/月
	3 ばい煙	① ばいじん ② 硫酸化合物 ③ 窒素化合物 ④ 塩化水素 ⑤ 水銀	2回/年(炉別)
	4 重金属類溶出	① 焼却灰 ② 飛灰処理物	2回/年
	5 ダイオキシン類	① 排ガス ② 焼却灰 ③ 飛灰処理物	2回/年(炉別) 2回/年 2回/年
	6 放射性物質	① 焼却灰 ② 飛灰処理物	2回/年
	7 作業環境	① 粉じん ② 照度 ③ ダイオキシン類	1回/年 1回/年 2回/年
リサイクルプラザ	1 ごみ質	① 種類組成 ② 単位容積重量	1回/年
	2 粉じん	① 排出口	1回/年
	3 破砕物	① 破砕寸法	1回/年
	4 選別物	① 粗大・不燃ごみ、びん類及び缶類処理時の選別物の純度 ② 粗大・不燃ごみ、びん類及び缶類処理時の選別物の回収率	1回/年
	5 重金属類溶出	① 不燃残渣	2回/年
	6 放射性物質	① 不燃残渣	2回/年
共通	1 騒音	① 敷地境界4箇所	1回/年
	2 振動	① 敷地境界4箇所	1回/年
	3 悪臭	① 悪臭物質(22項目) 敷地境界(2箇所) ② 臭気指数 敷地境界(2箇所)	1回/年

7 搬出物の保管及び積込

- (1) 受託事業者は、ごみ処理施設より排出される焼却残渣（焼却灰、飛灰処理物）が、適正処理に支障のないように適切に保管・管理し、組合が指定する保管量に達した場合、搬出車両の手配を行うこと。なお、処理・処分委託業者は組合が決定し、契約をする。
- (2) 受託事業者は、ごみ処理施設より排出される焼却残渣（焼却灰、飛灰処理物）を搬出する際の積込み作業又はその補助を行うこと。
- (3) 組合は、ごみ処理施設より排出される焼却灰の資源化及び飛灰処理物の処分に係る費用を負担する。
- (4) 受託事業者は、リサイクルプラザより排出される不燃残渣が、適正処理に支障のないように適切に保管・管理し、組合が指定する保管量に達した場合、搬出車両の手配を行うこと。なお、処理・処分委託業者は組合が決定し、契約をする。
- (5) 受託事業者は、リサイクルプラザより排出される不燃残渣を搬出する際の積込み作業又はその補助を行うこと。
- (6) 組合は、リサイクルプラザより排出される不燃残渣の処分に係る費用を負担する。
- (7) 受託事業者は、リサイクルプラザより排出される乾電池・カレット・ペットボトル・白色トレイが、適正処理に支障のないように適切に保管・管理し、組合が指定する保管量に達した場合、搬出車両の手配を行うこと。なお、処理・処分委託業者は組合が決定し、契約をする。
- (8) 受託事業者は、リサイクルプラザより排出される乾電池・カレット・ペットボトル・白色トレイを搬出する際の積込み作業又はその補助を行うこと。
- (9) 組合は、リサイクルプラザより排出される乾電池・カレット・ペットボトル・白色トレイの再資源化に係る費用を負担する。
- (10) 受託事業者は、組合が保有する車両及び重機を無償で使用することができる。なお、使用条件等については、組合の指示に従うこと。
- (11) 受託事業者は、車両及び重機の維持管理を実施し、その費用を負担すること。また、老朽化した車両及び重機の更新（購入又はリース）については、必要に応じて受託事業者が実施し、その費用を負担すること。

8 有価物の売却

- (1) 受託事業者は、ごみ・再資源化物の処理過程において発生した有価物の売却を行うこと。ただし、乾電池・カレット・ペットボトル・白色トレイは除く。
- (2) 有価物の売却益は、基本的に組合は毎年度において得た売却益の 15%を組合、85%を受託事業者の収益とする。
- (3) 有価物の売却先は、可能な限り、構成市内の事業者とすること。

9 日常点検作業

- (1) 受託事業者は、機器異常の早期発見に努め、重大事故を未然に回避するように日常巡視点検を実施すること。
- (2) 受託事業者は、点検により発見した不具合のうち、軽微なものは各機器の取扱説明書等に従い、対処すること。

10 簡易修繕

- (1) 受託事業者は、常設の補修機材等により修理可能な不具合等を受託事業者の責任において、簡易修繕を行うこと。
- (2) 受託事業者は、簡易修繕を行った場合には作業範囲と作業内容等を記録に残すこと。

11 運転管理記録

受託事業者は、本施設の運転管理記録として、以下のものを作成すること。

なお、記録内容及び様式については、現状の記録内容及び様式等を参考に、組合と協議の上、決定する。

- ① 運転データ（処理量、稼働時間、排ガス濃度等）
- ② 用役データ（電気、水道、燃料、薬品等）
- ③ 点検・検査、補修・更新内容等
- ④ その他必要なもの

第8章 維持管理業務

1 維持管理業務

受託事業者は、本要求水準書、関係法令及び技術提案書等を遵守し、本施設が性能を十分に発揮し、安定的かつ適正な処理が行えるように維持管理業務を実施すること。

2 調達・管理計画

- (1) 受託事業者は、本施設の年間運転計画、月間運転計画に基づき、経済性を考慮した備品・什器・物品・用役の調達・管理を実施するために、調達・管理する備品・什器・物品・用役の品目、使用状況管理、品質保持方法、補充管理方法等を記載した調達・管理計画を作成し、組合に提出すること。
- (2) 受託事業者は、本施設における調達・管理計画に変更が生じた場合、組合と協議の上、計画を変更し、組合の承諾を得ること。

3 備品・什器・物品・用役の調達・管理

- (1) 受託事業者は、本施設の備品・什器・物品・用役の調達を行い、それらを常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるように適切に管理すること。
- (2) 受託事業者は、本施設に係るすべての費用を負担すること。

4 施設の機能維持

受託事業者は、本施設の基本機能を業務期間にわたり維持すること。

5 点検・検査計画

- (1) 受託事業者は、本施設の基本性能を維持するために、日常点検、定期点検、法定点検・検査、自主検査等の内容（機器の項目、頻度等）を記載した点検・検査計画（毎年度のもの、本業務期間を通じたもの）を作成すること。
- (2) 受託事業者は、点検及び検査を本施設の運転に極力影響を与えず効率的に実施できるように、点検・検査計画を作成すること。
- (3) 受託事業者は、すべての点検・検査を運転の効率性を考慮して計画し、原則として同時に休止を必要とする機器の点検及び予備品、消耗品の交換作業は、同時に行うように計画すること。
- (4) 受託事業者は、通年及び各年度の点検・検査計画を組合に提出し、承諾を得ること。なお、点検・検査計画を変更する場合は、組合の承諾を得ること。

6 点検・検査の実施

- (1) 受託事業者は、毎年度提出する点検・検査計画に基づいて、点検・検査を実施すること。
- (2) 受託事業者は、日常点検で異常が発見された場合や、故障が発生した場合等は臨時点検を実施すること。
- (3) 組合が必要と認めた場合、受託事業者は、速やかに臨時の点検・検査を実施すること。
- (4) 受託事業者は、点検・検査実施後速やかに、点検・検査結果報告書を作成し、組合に提出すること。
- (5) 受託事業者は、点検・検査に係る記録を適切に管理し、法令等で定められた年数又は組合との協議による必要年数保管すること。

7 補修・更新計画

- (1) 受託事業者は、本施設の基本性能を維持するために、業務期間における補修・更新計画（毎年度のもの、本業務期間を通じたもの）を作成すること。なお、受託事業者が計画すべき補修・更新の範囲は、表 8-1 に示すとおりとする。
- (2) 受託事業者は、本施設の長寿命化を実現し、ライフサイクルコストの低減を図るよう補修・更新計画を作成すること。
- (3) 受託事業者は、本業務期間を通じた補修・更新計画を、各機器の点検・検査結果に基づき、毎年度更新すること。
- (4) 受託事業者は、各機器の点検・検査結果に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の補修・更新計画を作成すること。
- (5) 受託事業者は、通年及び各年度の補修・更新計画を組合に提出し、承諾を得ること。なお、補修・更新計画を変更する場合は、組合の承諾を得ること。

表 8-1 補修・更新の範囲（参考）

作 業 区 分		概 要	作 業 内 容（例）	
補 修 工 事	予 防	定期点検整備	定期的に点検・検査又は部分取替を行い、突発故障を未然に防止する。（原則として固定資産の増加を伴わない程度のもをいう。）	・部分的な分解点検検査 ・給油 ・調整 ・部分取替 ・精度検査 等
	保	更 正 修 理	設備性能の劣化を回復させる。（原則として設備全体を分解して行う大がかりな修理をいう。）	設備の分解→各部点検→部品の修正又は取替→組付→調整→精度チェック
	全	予 防 修 理	異常の初期段階に、不具合箇所を早急に処理する。	日常保全及びパトロール点検で発見した不具合箇所の修理
	事 後 保 全	緊急事後保全 （突発修理）	設備が故障して停止した時、又は性能が著しく劣化した時に早急に復元する。	突発的に起きた故障の復元と再発防止のための修理
		通常事後保全 （事後修理）	経済的側面を考慮して、予知できる故障を発生後に早急に復元する。	故障の修理、調整
	機 器 更 新		現在使用している機器の劣化等による寿命又は部品等が陳腐化した時、新たに他の機器と取り替えること。	
改 良 保 全		設備の体質改善により、信頼性・安全性・操作性・経済性・保全性の向上を図る。		

注) 表中の内容は、本施設のプラント設備、土木・建築設備のいずれにも該当する。

8 補修・更新の実施

- (1) 受託事業者は、点検・検査結果に基づき、本施設の基本性能を維持するために、補修・更新を行うこと。
- (2) 受託事業者は、補修・更新の対象となる機器の耐久度・消耗状況により、受託事業者の費用と責任において補修・更新を実施する。ただし、法令改正や不可抗力によるものは、受託事業者による補修・更新の対象から除くものとする。
- (3) 受託事業者は、補修・更新に際して工事施工計画書を組合に提出し、承諾を得ること。
- (4) 受託事業者は、補修・更新実施後速やかに、補修・更新実施報告書を作成し、組合に提出すること。
- (5) 受託事業者は、補修・更新に係る記録を適切に管理し、法令等で定められた年数又は組合との協議による必要年数保管すること。

9 びん類処理ライン改良工事の実施

受託事業者は、リサイクルプラザのびん類自動選別機について、びん類の手選別が安全で確実に実施できるよう既設機器の改良工事を契約後直ちに実施すること。

なお、びん類自動選別機の改良工事の施工に際しては、「8 補修・更新の実施」と同様の手順で実施すること。

10 補修・更新計画と実績の検証

受託事業者は、組合が令和5年度において、令和6年度から令和11年度までの5年間の委託業務内容及びその費用の精査・検討に際して、本業務開始後4年間の補修・更新計画と実績を比較・検証し、その結果を組合に提出し、承諾を得ること。

11 精密機能検査

- (1) 受託事業者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行規則 第5条」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について」に基づき、3年に1回以上の頻度で、第三者による精密機能検査を実施すること。
- (2) 組合が実施した直近の精密機能検査は、平成28年度（次回は、令和元年度11月30日までに行う予定）である。
- (3) 受託事業者は、精密機能検査終了後、精密機能検査報告書を作成し、組合に提出すること。
- (4) 受託事業者は、精密機能検査の結果を踏まえ、本施設の基本性能の維持のために必要な点検・検査計画、補修・更新計画の見直しを行うこと。

12 長寿命化総合計画の運用

- (1) 受託事業者は、平成 28 年 8 月に作成されたごみ処理施設における「大月都留広域事務組合 まるたの森クリーンセンター 長寿命化総合計画」(以下「長寿命化総合計画」という。)を運用すること。
- (2) 受託事業者は、「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き(ごみ焼却施設編)」(平成 27 年 3 月改訂 環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課)等に基づき、リサイクルプラザの「施設保全計画」を作成し、組合の承諾を得ること。なお、リサイクルプラザの「施設保全計画」は、平成 28 年 8 月に作成された長寿命化総合計画に、リサイクルプラザの「施設保全計画」を含めた長寿命化総合計画の改訂版として作成しても良い。
- (3) 受託事業者は、ごみ処理施設及びリサイクルプラザの「施設保全計画」に基づき、施設の基本性能を維持するために必要な点検・検査、補修・更新、精密機能検査等を実施すること。
- (4) 受託事業者は、点検・検査、補修・更新、精密機能検査等の結果に基づき、「維持補修履歴」及び「施設保全計画」を毎年度更新し、その都度組合の承諾を得ること。

13 施設の保全

- (1) 受託事業者は、土木・建築設備の主要構造部、一般構造部、意匠及び仕上げ、建築電気設備、建築機械設備等の点検を定期的に行い、適切な修理・交換等を行うこと。ただし、管理棟の玄関自動ドア、トイレ、身障者用トイレ自動ドア、エレベーターは除く。
- (2) 受託事業者は、見学者等の第三者が立ち入る箇所については、特に、美観や快適性、機能性を損なうことがないように、点検、修理、交換等を計画的に行うこと。
- (3) 施設の保全に係る計画については、調達・管理計画、点検・検査計画、補修・更新計画等を含めること。

14 改良保全

- (1) 受託事業者は、故障等の対策として本施設の改造や設計是正による設備の改善等の改良保全を行おうとする場合、改良保全に関する計画を組合に提案すること。
- (2) 提案内容に関しては、財産処分を含め、組合において判断する。
- (3) 改良保全や新技術の採用により、運営に損失が生じる場合、その費用は組合と受託事業者で協議する。
- (4) 法改正に伴い本施設の改造が必要な場合、その費用負担は、業務委託契約書に定めるとおりとする。

第9章 環境管理業務

1 環境管理業務

受託事業者は、本要求水準書、関係法令及び技術提案書等を遵守し、適切な環境管理業務を実施すること。

2 環境保全基準

- (1) 受託事業者は、第3章2(3)施設稼働条件、環境保全関係法令、生活環境影響調査書等を遵守した環境保全基準を定めること。
- (2) 受託事業者は、本業務の実施に当たり、設定した環境保全基準を遵守すること。
- (3) 受託事業者は、法改正等により環境保全基準を変更する場合は、組合と協議し、組合の承諾を得ること。

3 環境保全計画

- (1) 受託事業者は、本業務期間中、環境保全基準の遵守状況を確認するために、必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた環境保全計画を作成し、組合の承諾を得ること。なお、環境保全計画は、表7-1に示す内容についても含めること。
- (2) 受託事業者は、環境保全計画に基づき、環境保全基準の遵守状況を確認すること。なお、計測及び分析等の依頼先は、法的資格を有する者とする。
- (3) 受託事業者は、環境保全基準の遵守状況について、環境保全報告書を作成し、組合に提出すること。

4 作業環境保全基準

- (1) 受託事業者は、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「労働安全衛生法」等を遵守した作業環境保全基準を定めること。
- (2) 受託事業者は、本業務の実施に当たり、設定した作業環境保全基準を遵守すること。
- (3) 受託事業者は、法改正等により作業環境保全基準を変更する場合は、組合と協議し、組合の承諾を得ること。

5 作業環境保全計画

- (1) 受託事業者は、業務期間中、作業環境保全基準の遵守状況を確認するために、必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた作業環境保全計画を作成し、組合の承諾を得ること。
- (2) 受託事業者は、作業環境保全計画に基づき、作業環境保全基準の遵守状況を確認すること。なお、計測及び分析等の依頼先は、法的資格を有する者とする。
- (3) 受託事業者は、作業環境保全基準の遵守状況について、作業環境保全報告書を作成し、組合に提出すること。

第10章 情報管理業務

1 情報管理業務

受託事業者は、本要求水準書、関係法令及び技術提案書等を遵守し、適切な情報管理業務を行うこと。

2 運転管理報告

- (1) 受託事業者は、運転計画を作成し、組合に提出すること。
- (2) 受託事業者は、ごみ・再資源化物別搬入量、ごみ・再資源化物別搬出量、運転データ、用役データ、運転日誌等の内容を記載した日報、月報、年報等の運転管理報告書を作成し、組合に提出すること。
- (3) 受託事業者は、計画・報告書の提出頻度、時期、その他詳細な内容を組合と協議の上、決定すること。
- (4) 受託事業者は、運転管理に関するデータ等を適切に管理し、法令等で定められた年数又は組合との協議による必要年数保管すること。

3 調達・管理報告

- (1) 受託事業者は、調達・管理計画を作成し、組合に提出すること。
- (2) 受託事業者は、調達・管理結果を記載した調達・管理報告書を作成し、組合に提出すること。
- (3) 受託事業者は、計画・報告書の提出頻度、時期、その他詳細な内容を組合と協議の上、決定すること。
- (4) 受託事業者は、調達・管理に関するデータ等を適切に管理し、法令等で定められた年数又は組合との協議による必要年数保管すること。

4 点検・検査報告

- (1) 受託事業者は、点検・検査計画を作成し、組合に提出すること。
- (2) 受託事業者は、点検・検査結果を記載した点検・検査報告書、精密機能検査報告書を作成し、組合に提出すること。
- (3) 受託事業者は、計画・報告書の提出頻度、時期、その他詳細な内容を組合と協議の上、決定すること。
- (4) 受託事業者は、点検・検査に関するデータ等を適切に管理し、法令等で定められた年数又は組合との協議による必要年数保管すること。

5 補修・更新報告

- (1) 受託事業者は、補修・更新計画を作成し、組合に提出すること。
- (2) 受託事業者は、補修・更新結果を記載した補修・更新報告書を作成し、組合に提出すること。
- (3) 受託事業者は、計画・報告書の提出頻度、時期、その他詳細な内容を組合と協議の上、決定すること。
- (4) 受託事業者は、補修・更新に関するデータ等を適切に管理し、法令等で定められた年数又は組合との協議による必要年数保管すること。

6 環境保全報告

- (1) 受託事業者は、環境保全計画を作成し、組合に提出すること。
- (2) 受託事業者は、計測した環境保全状況を記載した環境保全報告書を作成し、組合に提出すること。
- (3) 受託事業者は、計画・報告書の提出頻度、時期、その他詳細な内容を組合と協議の上、決定すること。
- (4) 受託事業者は、環境保全に関するデータ等を適切に管理し、法令等で定められた年数又は組合との協議による必要年数保管すること。

7 作業環境保全報告

- (1) 受託事業者は、作業環境保全計画を作成し、組合に提出すること。
- (2) 受託事業者は、計測した作業環境保全状況を記載した作業環境保全報告書を作成し、組合に提出すること。
- (3) 受託事業者は、計画・報告書の提出頻度、時期、その他詳細な内容を組合と協議の上、決定すること。
- (4) 受託事業者は、作業環境保全に関するデータ等を適切に管理し、法令等で定められた年数又は組合との協議による必要年数保管すること。

8 施設情報管理

- (1) 受託事業者は、業務期間中、本施設に関する運營業務マニュアル、取扱説明書及び図面等を適切に管理すること。
- (2) 受託事業者は、補修・更新、改良保全等により、本施設に変更が生じた場合、運營業務マニュアル、取扱説明書及び図面等を速やかに変更すること。
- (3) 受託事業者は、本施設に関する運營業務マニュアル、取扱説明書及び図面等の管理方法を組合と協議の上、決定すること。

9 本施設の維持管理記録に関する報告

- (1) 受託事業者は、本施設の運転管理状況に関する情報について、「廃棄物処理及び清掃に関する法律 第9条の3第6項」に基づき、組合が公表できるように必要な情報を組合に提出すること。
- (2) 受託事業者は、提出内容及び頻度について、組合の指示に従うこと。

10 その他管理記録報告

- (1) 受託事業者は、本施設の設備により管理記録が可能な項目、又は受託事業者が自主的に管理記録する項目のうち、組合が提出を要望する管理記録について、管理記録計画録報告を作成し、組合に提出すること。
- (2) 受託事業者は、報告書の提出頻度、時期、その他詳細な内容を組合と協議の上、決定すること。
- (3) 受託事業者は、組合が提出を要望する管理記録に関するデータ等を適切に管理し、法令等で定められた年数又は組合との協議による必要年数保管すること。

第11章 関連業務

1 関連業務

受託事業者は、本要求水準書、関係法令及び技術提案書等を遵守し、適切に業務を遂行すること。

2 清掃

- (1) 受託事業者は、本施設の清掃について、日常清掃の他、定期清掃等のすべての清掃を含む清掃計画を作成し、組合の承諾を得ること。
- (2) 受託事業者は、清掃計画に基づき、常に本施設内を清潔に保つこと。特に、見学者等の第三者の立ち入る場所について、常に清潔な環境を維持すること。
- (3) 受託事業者は、本施設の維持のため、機器外観の清掃を行い、貸与された設備各機器室、中央制御室等の整理整頓と日常の清掃を行うこと。

3 植栽管理

- (1) 受託事業者は、本施設の植栽について、剪定・薬剤散布・水まき等を記載した植栽管理計画を作成し、組合の承諾を得ること。
- (2) 受託事業者は、植栽管理計画に基づき、本施設の植栽を適切に管理すること。
- (3) 受託事業者は、組合が保有する乗用芝刈り機を無償で使用することができる。なお、使用条件等については、組合の指示に従うこと。
- (4) 受託事業者は、乗用芝刈り機の維持管理を実施し、その費用を負担すること。また、老朽化した乗用芝刈り機の更新（購入又はリース）については、必要に応じて受託事業者が実施し、その費用を負担すること。

4 防火管理

- (1) 受託事業者は、「消防法」等関係法令に基づき、本施設の防火上必要な管理者、組織等の防火・防災管理体制を整備すること。
- (2) 受託事業者は、整備した防火管理体制表を組合に提出し、組合の承諾を得ること。なお、体制を変更した場合は、速やかに変更後の体制表を組合に提出し、組合の承諾を得ること。
- (3) 受託事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、防火管理上に問題がある場合は、適切な修理・交換を行うこと。
- (4) 受託事業者は、特に、ごみピット、ストックヤード、貯留ホッパについて、入念な防火管理を行うこと。

5 警備・防犯

- (1) 受託事業者は、本施設の警備・防犯体制を整備すること。
- (2) 受託事業者は、整備した本施設の警備・防犯体制表を組合に提出し、組合の承諾を得ること。なお、体制を変更した場合は、速やかに変更後の体制表を組合に提出し、組合の承諾を得ること。
- (3) 受託事業者は、本施設の警備を実施し、第三者の安全を確保すること。

6 見学者対応

見学者の受付及び対応は、組合が実施するが、受託事業者は、組合からの要請がある場合には、見学者の対応に協力すること。

7 住民対応

- (1) 住民等の対応は、組合が実施するが、受託事業者は、常に適切な運転管理業務を行うことにより、ごみ処理事業が近隣住民の理解と信頼の向上に寄与するよう努めること。
- (2) 受託事業者は、組合が住民等と結ぶ協定等を十分理解し、これを遵守すること。
- (3) 受託事業者は、本業務に関して、住民等から直接意見等を得た場合は、速やかに組合に報告すること。

8 関係官公庁等申請

受託事業者は、組合が行う運転管理業務に係る関係官公庁等への申請等に全面的に協力し、組合の指示により必要な書類・資料等を提出すること。

また、受託事業者が行う本業務に係る申請等に関しては、受託事業者の責任により行い、組合に報告するとともに、組合に写しを提出すること。

9 ドクターヘリの着陸対応

- (1) 受託事業者は、ドクターヘリの着陸要請時の連絡の受付を行い、直ちに各現場に通達すること。消防隊の出動時間は、原則として、8時30分から17時15分又は日没30分前までである。
- (2) 受託事業者は、年末年始の4日間（12月31日から1月3日）及び日曜日（第3日曜日を除く。）の休業日に施設が無人の時でも、ドクターヘリの着陸要請時の連絡の受付を行うことができる体制を整えること。
- (3) 受託事業者は、ドクターヘリの着陸・緊急車両停車等に支障が生じないように、障害物（重機等）の移動及び撤去を行うこと。
- (4) 受託事業者は、ドクターヘリ、緊急車両等の到着に伴い、収集車及び一般持込車両の安全確保を行うこと。
- (5) 受託事業者は、北西側（車庫棟裏）のドクターヘリ離着陸地点の飛散物有無の点検・清掃を日常的に行うこと。

資料 1 施設の運転管理実績

1 搬入実績

過去5年間のごみ搬入量を表1-1に示す。

表1-1 ごみ搬入量

単位：t/年

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
可 燃 ご み	16,621	16,806	16,716	16,457	16,554
不 燃 ご み	939	952	909	870	863
粗 大 ご み	1,068	1,048	957	944	943
アルミ缶スチール缶	97.30	88.12	85.56	81.23	79.54
ペ ッ ト ボ ト ル	94.60	90.92	90.03	87.15	91.67
ガ ラ ス 瓶 類	156.56	154.07	152.37	145.29	135.34
食 品 ト レ イ	2.75	2.61	2.51	2.21	2.23
牛 乳 パ ッ ク	8.97	8.19	7.29	7.08	6.58

2 運転実績

(1) ごみ処理施設の運転実績

ア 稼働日数

過去3年間のごみ処理施設の稼働日数を表2-1に示す。

表2-1 ごみ処理施設の稼働日数

年度 月	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	1号炉	2号炉	1号炉	2号炉	1号炉	2号炉
4月	18日	20日	30日	11日	23日	25日
5月	17日	26日	31日	5日	14日	31日
6月	16日	27日	14日	25日	30日	5日
7月	21日	10日	3日	31日	14日	26日
8月	19日	28日	30日	10日	29日	13日
9月	23日	7日	12日	16日	16日	19日
10月	16日	27日	26日	22日	23日	21日
11月	12日	20日	23日	4日	13日	13日
12月	29日	14日	11日	28日	29日	17日
1月	17日	24日	28日	17日	13日	27日
2月	23日	6日	10日	19日	24日	3日
3月	16日	22日	25日	11日	31日	0日
計	227日	231日	243日	199日	259日	200日

イ 焼却量

過去3年間のごみ処理施設の焼却量を表2-2に示す。

表2-2 ごみ処理施設の焼却量

単位：t

年度 月	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	1号炉	2号炉	1号炉	2号炉	1号炉	2号炉
4月	676.18	758.39	1,184.17	379.19	833.82	818.65
5月	611.98	950.83	1,214.18	142.75	507.40	1,032.80
6月	612.55	1,018.78	509.37	945.87	1,150.87	140.51
7月	908.32	402.53	139.97	1,158.69	546.24	887.31
8月	728.28	1,145.82	1,328.95	365.50	1,179.18	455.00
9月	921.26	223.90	506.30	583.70	645.32	670.88
10月	620.96	1,045.79	1,072.06	805.14	969.30	743.99
11月	388.76	785.12	990.49	152.32	533.92	454.57
12月	1,165.50	497.77	379.43	1,009.42	1,191.67	543.01
1月	671.45	888.46	1,056.84	585.68	477.30	950.81
2月	935.71	216.58	357.14	647.45	936.23	114.19
3月	573.07	791.20	886.65	357.92	1,213.96	0.00
計	8,814.02	8,725.17	9,625.55	7,133.63	10,185.21	6,811.72

ウ 焼却残渣量

過去3年間のごみ処理施設の焼却残渣量を表2-3に示す。

表2-3 ごみ処理施設の焼却残渣量

単位：t

年度 月	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	焼却主灰	混合灰	計	焼却主灰	混合灰	計	焼却主灰	混合灰	計
4月	66.01	77.06	143.07	71.94	72.04	143.98	96.37	79.79	176.16
5月	77.16	87.77	164.93	96.15	72.06	168.21	127.82	63.87	191.69
6月	99.18	77.30	176.48	75.10	55.91	131.01	90.97	48.01	138.98
7月	76.88	65.96	142.84	85.10	69.39	154.49	94.97	69.91	164.88
8月	77.40	99.43	176.83	95.59	69.56	165.15	106.10	70.03	176.13
9月	55.12	55.14	110.26	59.59	50.13	109.72	84.07	60.02	144.09
10月	79.91	71.84	151.75	84.94	79.89	164.83	106.23	69.84	176.07
11月	72.13	55.97	128.10	82.86	60.26	143.12	82.28	49.84	132.12
12月	63.95	64.13	128.08	83.17	59.74	142.91	126.84	71.08	197.92
1月	143.11	88.24	231.35	107.00	79.94	186.94	93.81	60.07	153.88
2月	77.09	54.88	131.97	69.83	40.18	110.01	59.91	49.81	109.72
3月	88.20	77.11	165.31	105.23	59.76	164.99	125.81	50.18	175.99
計	976.14	874.83	1,850.97	1,016.50	768.86	1,785.36	1,195.18	742.45	1,937.63

(2) リサイクルプラザの運転実績

ア 稼働日数

過去3年間のリサイクルプラザの稼働日数を表2-4に示す。

表2-4 リサイクルプラザの稼働日数

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
粗 大 ご み 設 備	240 日	240 日	240 日
不 燃 ご み 設 備	120 日	120 日	120 日
資 源 化 設 備	95 日	95 日	95 日

イ 処理量

過去3年間のリサイクルプラザの処理量は、搬入量と同一である。

(3) ごみ処理施設の用役使用量

過去3年間のごみ処理施設の用役使用量を表2-5に示す。

表2-5 ごみ処理施設の用役使用量

項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
電 気	kWh/年	4,902,199.00	5,056,633.00	4,713,833.00
上 水	m ³ /年	4,963.97	5,080.59	5,055.38
燃 料	L/年	162,891.00	61,871.00	38,125.00
消 石 灰	kg/年	184,183.40	177,239.50	165,806.10
活 性 炭	kg/年	17,831.30	18,145.80	19,076.80
重 金 属 固 定 剤	kg/年	17,539.18	16,759.18	16,996.93
尿 素 水	kg/年	90,349.01	86,768.28	92,568.86
セ メ ン ト	kg/年	67,525.81	64,522.84	65,438.19
ホ [°] リ塩化アルミニウム	kg/年	1,500.00	2,400.00	2,080.00
スケール防止剤	kg/年	800.00	800.00	1,260.00
苛 性 ソ ー ダ	kg/年	—	—	280.00
高 分 子 凝 集 剤	kg/年	—	—	12.92
機器冷却塔用薬品	kg/年	600.00	200.00	200.00
消 臭 剤	kg/年	644.00	480.00	480.00

3 定期検査結果

(1) ごみ質測定結果

過去3年間の可燃ごみのごみ質測定結果を表3-1に示す。

表 3-1 可燃ごみのごみ質測定結果

採取年月 項目		平成27年度				平成28年度				平成29年度			
		5月	10月	12月	2月	5月	8月	11月	1月	5月	8月	11月	2月
種類 組成	紙・布類 (%)	46.5	57.6	52.7	51.5	46.4	56.0	36.2	61.9	44.5	47.3	54.3	55.5
	ビニール、合成樹脂、 ゴム、皮革類 (%)	36.2	27.4	28.4	34.7	38.6	26.5	38.0	27.4	26.6	24.7	25.4	25.4
	木・竹・ワラ類 (%)	3.6	3.7	6.7	3.2	10.9	7.2	21.2	1.2	2.8	3.0	8.3	2.2
	厨芥類 (%)	10.8	9.2	7.2	7.2	1.5	3.8	0.9	6.4	21.9	23.0	9.1	10.2
	不燃物類 (%)	0.6	1.2	2.6	0.5	0.7	2.8	0.1	1.5	1.7	0.8	0.3	3.4
	その他 (%)	2.3	0.9	2.4	2.9	1.9	3.7	3.6	1.6	2.5	1.2	2.6	3.3
	計 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
三分	水分 (%)	45.2	45.2	46.4	46.5	33.3	46.4	37.9	39.6	51.3	56.6	50.0	33.0
	灰分 (%)	3.7	6.8	5.1	3.4	5.3	4.1	5.5	3.1	2.6	3.6	4.1	7.1
	可燃分 (%)	51.1	48.0	48.5	50.1	61.4	49.5	56.6	57.3	46.1	39.8	45.9	59.9
	計 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
単位容積重量 (kg/m ³)		122	150	165	142	113	187	103	127	360	420	400	390
低位発熱量 (kJ/kg)		8,500	7,910	7,950	8,290	10,700	8,160	9,710	9,800	7,400	6,080	7,390	10,450

(2) 焼却灰の熱灼減量測定結果

過去3年間の焼却灰の熱灼減量測定結果を表3-2に示す。

表3-2 焼却灰の熱灼減量測定結果

単位：%

年度		月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
熱 灼 減 量	平成 27年度	1号炉	0.7	0.2	0.2	0.8	1.3	0.2	1.2	0.2	0.8	0.6	0.2	0.1
		2号炉	0.7	0.1	1.7	2.6	1.3	0.2	0.9	0.4	0.9	0.9	0.2	0.2
	平成 28年度	1号炉	0.8	0.2	0.4	0.7	0.6	0.2	0.7	1.1	0.5	0.6	0.2	0.5
		2号炉	0.3	0.1	0.5	0.7	1.6	0.4	0.8	0.8	0.8	0.6	0.1	ND
	平成 29年度	1号炉	0.6	0.7	1.2	1.2	1.2	1.2	0.8	0.9	0.7	1.0	0.9	0.4
		2号炉	0.6	0.5	0.8	1.1	1.2	1.5	0.9	1.2	0.8	1.0	1.1	—

(3) ばい煙測定結果

過去3年間のばい煙測定結果を表3-3に示す。

表3-3 ばい煙測定結果

項目		年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		7月	2月	8月,9月	1月	9月	1月		
ばいじん (g/m ³ N)	1号炉	0.0009	0.0010	0.0010	0.0010	0.0100	0.0130		
	2号炉	0.0009	0.0009	0.0010	0.0010	0.0080	0.0100		
硫黄酸化物 (ppm)	1号炉	0.2	0.2	0.5	0.5	2.0	2.0		
	2号炉	0.2	0.2	0.5	0.5	2.0	2.0		
窒素酸化物 (ppm)	1号炉	5	5	4	4	55	61		
	2号炉	5	5	4	4	57	52		
塩化水素 (ppm)	1号炉	0.10	0.09	0.40	0.40	3.20	15.00		
	2号炉	0.10	0.07	0.40	0.40	3.40	6.40		
水銀 (μg/m ³ N)	1号炉	0.10	0.09	0.40	0.40	0.16	—		
	2号炉	0.10	0.07	0.40	0.40	0.15	—		

注1) 濃度は、酸素濃度12%換算値である。

注2) 平成28年度の測定結果について、1号炉が8月、2号炉が9月である。

(4) ダイオキシン類測定結果

過去3年間のダイオキシン類測定結果を表3-4に示す。

表3-4 ダイオキシン類測定結果

項 目		年 度		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
排 ガ ス (ng-TEQ/m ³ N)	1 号 炉	0.001300	0.00082	0.00020
	2 号 炉	0.017000	0.00063	0.00034
飛 灰 (ng-TEQ/g)	—	0.46	0.43	—

注) 排ガス濃度は、酸素濃度12%換算値である。